

確定申告書の提出はお早めに

申告書はご自分の手で作成を



私たちは毎日、いろいろな公共サービスを受けながら暮らしています。これらの公共サービスを行うための大切な財源は、みなさんの納めた税金で賄われています。

今年も確定申告・町県民税申告の時期を迎えます。

申告期間中は大変混み合いますので、申告書はご自分で丁寧に正しく作成し、お早めに提出してください。

所得税・町県民税申告の提出は

2月17日から3月17日までです

今年も申告の時期が近づいてきましたが、決算はお済みですか。

今年の提出期間は、2月17日(月)から3月17日(月)までです。この申告は、平成14年中の所得を申告するものです。これにより、平成14年分の所得税、平成15年度分の町県民税、国民健康保険税(介護分含む)の課税基礎になるとともに、各種証明の発行や国民健康保険税(介護分含む)の軽減、老齢福祉年金、老人医療、児童福祉手当などの給付にも必要な資料となります。収入の有無にかかわらず、必ず申告してください。

町県民税申告書の様式が変わりました

町県民税申告書の様式が、法律の改正により、確定申告書と同じような様式に変わりました。詳しくは、役場税務課までお問い合わせください。

申告相談日

町では2月17日(月)から3月17日(月)まで次のとおり申告相談及

び自書申告作成のお手伝いを主に行います。

譲渡所得のある方は、2月25日(火)に銚子税務署職員が来庁します。必ずご来場ください。

日時・会場

2月17日(月)から3月17日(月)
役場第1・2会議室
いずれも午前9時～午後4時
(土・日曜日は除く)

また、2月については地区を指定させていただき、重点的にを行います。なお、指定日に都合がつかない方については、他の日でも順次相談を行います。

地区	相談日
日吉地区	18日(火)、24日(月)
南条地区	19日(水)、26日(水)
東陽地区	20日(木)、27日(木)
白浜地区	21日(金)、28日(金)

持参するもの



- 事業所得(営業・農業等)の方は、収入金額や必要経費のわかる伝票、帳簿類、通帳等と償却資産関係のわかるもの
- 給与所得のある方や年金を受給されている方は、源泉徴収票
- 借地などのある方は、その領収書
- 社会・生命・損害保険料の各支払金額のわかるもの(証明書など)
- 配偶者や扶養親族に所得がある場合、その所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- 前年の確定申告書の控え
- 青色決算書・収支内訳書の控え
- 筆記具・電卓・印かん
- その他申告に必要なもの

納期限

2月28日(金)は、国民健康保険税第8期分と介護保険料第8期分の納期です。納め忘れのないようお早めに。